昭和九年

(月報番號第一九五號)

No. 91

小作爭議調査表

(昭和十年六月分)

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
糸島郡周船寺村大字女原字名切	地主 三島方三郎 小作人 西田秋吉	ナシ	昭和八年六月土地返還問題にて争議発生したる当村村内有志の調停により昭和九年十二月三十日限り土地返還をなすことに解決し居りたるが九年十二月十四日に至り小作人は突然該田を耕し菜種を植付けたるを以て地主は之に抗議したるに因る。	土地返還要求	小作人は昭和八年契約は地主の無法なる要求にて止むなく応じたるものにして耕作権の移動は裏作収穫を限度として定むべきものにて小作人の権利を無視するものなり、絶対に土地引上げに反対すとて応ぜず。 小作人は日農の指導を受け一方水平社の勢力を背景として果敢なる抗争を為したるも村長の斡旋により低利資金を借入れ小作人は地主の土地を買受を勧提したる所関係者相集り協議し(地主は一反一畝を二百五十円、小作人は二百五十円を主張し譲らざりしが村長の努力にて二百八十円にて双方譲歩せり)[?] (一)は解決條件に同じ

發生	終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和九年十二月十四日	昭和十年六月十七日	田一反一畝	日農糸島郡聯合會女原[?]支部

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
一、小作人に於て更に一ヶ年小作せしむること	